

日本における 森林計画制度の起源

新たな森林計画制度の模索

日本における森林計画制度は、森林の無秩序な開発を防ぎ、森林資源の利用と保全の適切なバランスの確保を目的とした、世界に類を見ない制度です。本制度は森林の基幹的法律である森林法に規定され、戦後間もない昭和26（1951）年から現在まで、日本の森林管理にとって重要な役割を果たしてきました。近年、環境の時代に相応しい森林管理が謳われ、また、充実した森林資源の適切な伐採と更新が望まれる中、森林計画制度も時代に即した新たな姿が模索されています。

最初のターニングポイント

将来に向けてより良い森林計画制度を構想するための方法には、様々なアプローチが考えられます。本研究では、制度成立の原点まで遡り、制度がどのように生まれて来たのかを解明することによって、制度の本質を明らかにすることができるとはならないかと考えました。そのため、専門書、業界誌記事、座談会記録、省令などの公文書といった様々な史料を渉

戦後の森林法改正と未来へ向けて

もう一つのターニングポイントは、第二次大戦敗戦後の占領期です。前の森林法改正によって全国網羅された施業案制度について、GHQは大幅に計画経済の

具体的には、施業案（現在の森林計画）編成のため、50町歩（約50ヘクタール）未満の私有林所有者は、市町村ごとに全国山村にくまなく設置された森林組合へ強制加入が義務づけられました。さらに施業案が計画通りに実施されない場合、行政庁による監督処分命令あるいは代執行を規定しました。森林計画制度の技術的しくみの根幹を支える森林簿や森林計画図の原型がつくられ、全国の森林への配置が決められたのもこの改正の際でした。

図1

猟し【写真1】、答えの手掛かりを探る歴史社会学の方法を採りました。研究の結果、森林計画制度の誕生には、大きく2つのターニングポイントがあったことが明らかとなりました。最初のターニングポイントは、昭和14（1939）年の森林法改正です。本改正はそれまで公有林、社寺有林に限られた営林の監督を、私有林を含む民有林全体にまで広く適用することとしました。これ以降、国有林と併せ、日本中の森林にはじめて計画的な施業が可能となりました



写真1 昭和14(1939)年(下)と、同26(1951)年(上)の制度改正時の解説書

研究者の横顔

Q1.なぜ研究者に？

青臭い言い方をすれば、この世界とは何かを知りたかったからです。より事実即到して言えば、単にカタギになれなかつただけです。

Q2.影響を受けた本や人など

強いて1冊挙げるなら、小島麗逸『新山村事情』（日本評論社、1979年）です。中国研究、アジア経済研究を専門とする著者が山梨県の山村に移り住み、地域の社会経済や自然環境、途上国問題などを日々の暮らしから考察したエッセイ集です。自らの暮らしと社会をつなげて考え、実践する大切さを学びました。

Q3.研究の醍醐味は？

森林管理制度はどうすればうまく動くのかを主に林政学・林業経済学の方法で研究しています。変動する社会経済の中で、人は長くて百年ほどの生涯を送ります。一方、樹木の成長には少なくとも数十年の時間がかかります。こうした人と森林が各々に刻む異なる時間は、どのようにすれば折り合うことができるかが大きな研究テーマです。森林を見ながら、そこに関わった／関わる人々の営みに思いを巡らせることが好きです。

Q4.若い人へ

森林総研には私のような人文社会分野の研究者もいることを知って、たまに驚かれる方がいらつしやいます。こうした多様なアプローチがあることも森林研究の魅力のひとつです。



山本 伸幸 Yamamoto Nobuyuki

林業経営・政策研究領域

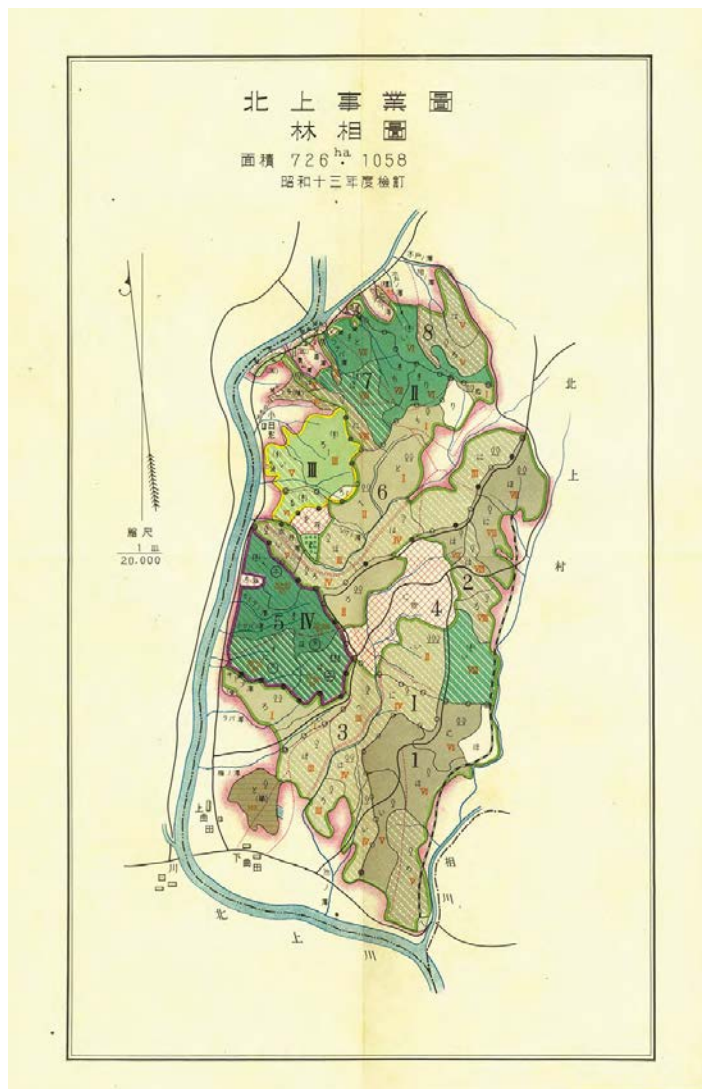


図1 制度導入時のモデルケースとして北上川畔の私有林で作成された林相図
昭和14(1939)年の森林法改正に際し、全国でこのような林相図が作成・整備された。 出典：藤島信太郎(1941)『森林施業計画(下) 附属』 図版IV、秋豊園出版部



写真2 森林計画制度によって植え育てられてきたスギ人工林

考え方を取り入れるなど、大胆な制度変更を企図しました。しかし、そうしたGHQの改正案は必ずしも日本の実情と合わないと考えた林野庁や林業界との間でしばらく駆け引きが続きました。その結果、昭和26(1951)年の森林法改正によって、GHQと日本政府の2つの考えを折衷して誕生したのが現行の森林計画制度でした。

最初に森林計画制度が誕生してから、すでに70年近い歳月が経ちました。敗戦後の廃墟の中から立ち上がった日本は、高度経済成長期を経て、現在、21世紀の環境の時代の中にあります。森林計画制度の成立過程を明らかにした本研究成果が、制度の本質を理解する手がかりを与え、これからの日本の森林管理制度の発展に寄与することができればと願っています。